

○ 電波法施行規則第三十四条の六第一号の規定に基づき小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（平成二十一年総務省告示第四百七十一号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部は変更部分）

改正案	現行
<p>一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五㎞を超え二八㎞以下の周波数を使用する空中線電力ワット以下の適合表示無線設備（法第四十四条第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）</p> <p>二〇十四（略）</p> <p><u>十五 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年八月九日総務省令第百十九号。以下この項において「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の条件による小規模な船舶局に使用する無線設備で、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の条件に適合するもの（当該条件に適合した日以降に廃止（免許規則第十五条の五第一項第二号の規定の適用を受けた場合を除く。）された無線局の無線設備及び変更の工事により無線局から削られた無線設備を除く。）</u></p>	<p>一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五㎞を超え二八㎞以下の周波数を使用する空中線電力ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>二〇十四（略）</p>

附 則

この告示は公布の日から施行する。